

こどもを産み育てたい
こどもがここで育ちたいと思うまち
～支えあいがやすらぎを生む、あたたかなまちへ～



千葉市
CHIBA CITY

千葉開府
Road to
900
since 1126

2022年1月

市長と語ろう会(地域団体向け)

目 次

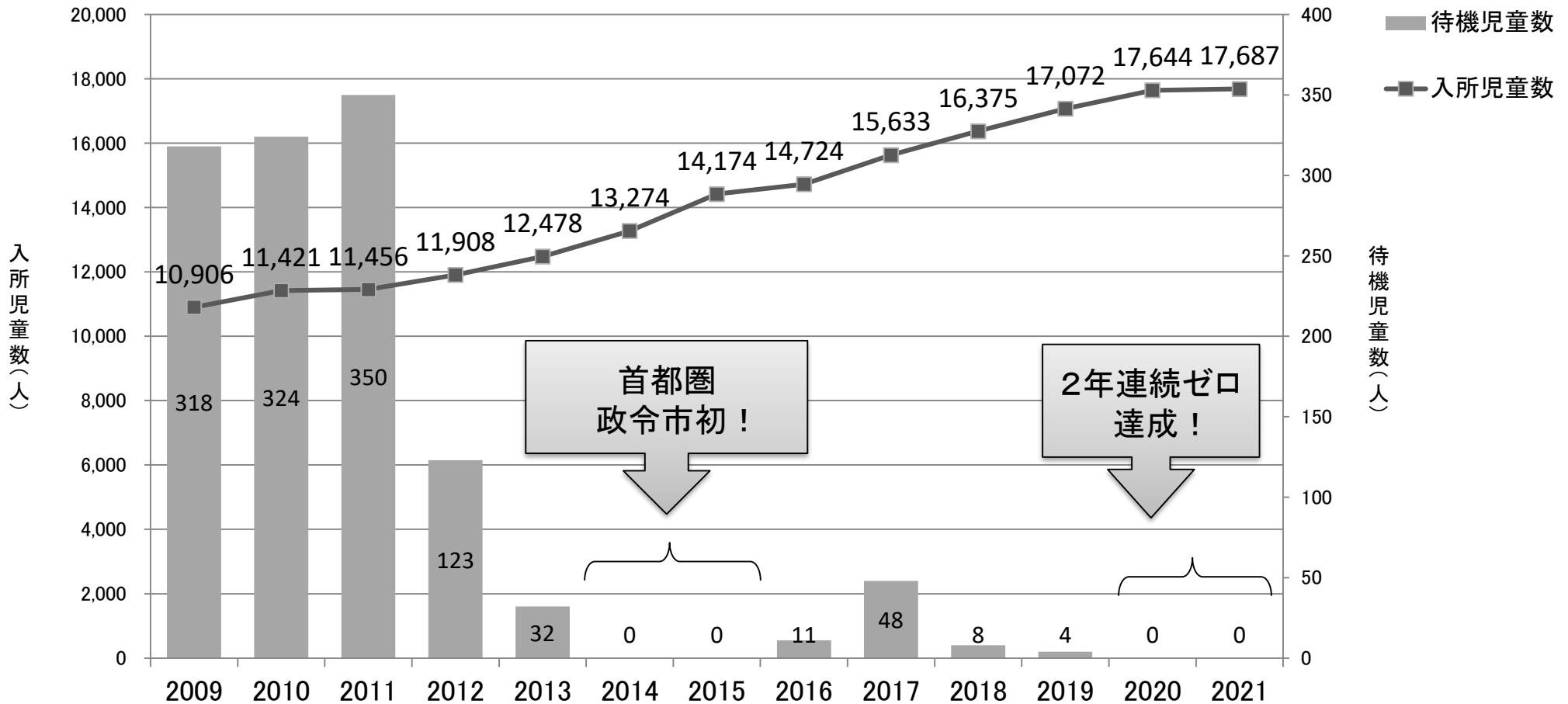
I	こども施策	1
II	教育	13
III	母子保健	17
IV	受動喫煙対策	21
	お知らせサービスのご案内	26

I こども施策

1 待機児童の解消

(1) 保育所の入所・待機児童数の推移(毎年4月1日現在)

【保育所】



(2) 保育所等の整備

千葉市こどもプラン(第2期)(計画期間 2020年度～2024年度)に基づき、保育需要の動向を見極めながら施設整備を着実に実施

2021年度は、直近の保育需要の水準に見合った整備量として、171人分の受け皿を整備済み。

【保育所等申込者数と保育の受け皿確保の推移】

	2019	2020	2021
保育所等申込者数(対前年度)	17,072人(+697)	17,644人(+572)	17,687人(+43)
保育の受け皿確保数	829人	526人	171人(予定)

主な取り組み

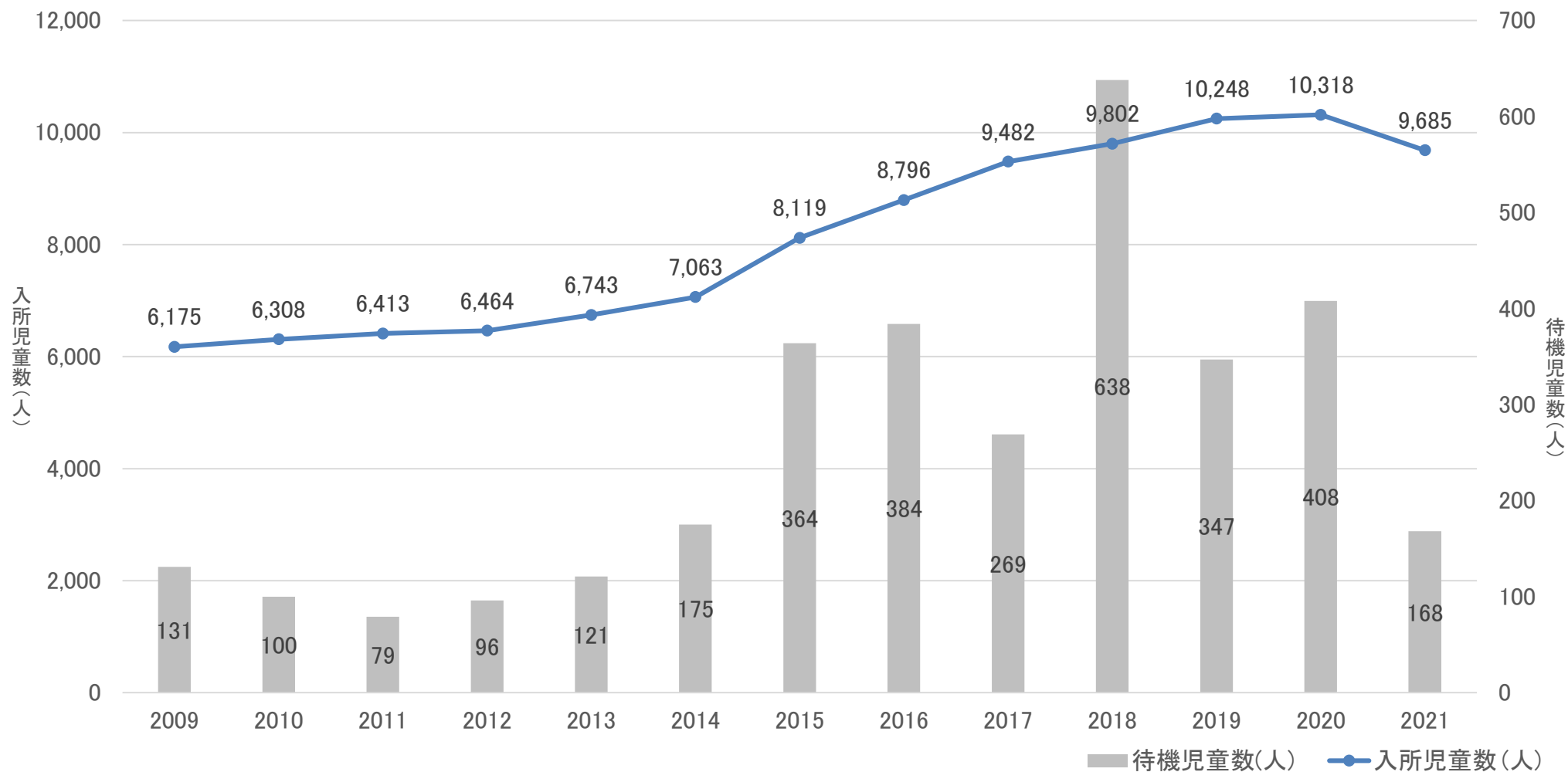
- ・保育士等の宿舍借り上げ費用を補助
- ・保育士の修学資金等を貸付
- ・月額3万円の保育士等の給与改善
- ・認定こども園移行・事業所内保育事業の整備に対する補助
- ・民間保育園整備に係る賃借料を補助（開園前・開園後）

(3) 子どもルームの入所・待機児童数の推移(毎年4月1日現在)

緊急3か年アクションプランなどにより待機児童数が大幅に減少

2018年:638人 → 2021年:168人

入所児童及び待機児童数の推移



(4) 子どもルームの整備(放課後児童健全育成事業)

子どもルームの増設や環境改善を行うとともに、民間事業者が実施する放課後の遊びや生活の場の提供に対する助成を拡大し、待機児童の解消を図る。

【2018年度】子どもルーム待機児童解消のための緊急3か年アクションプラン策定

(1) アクションプラン策定の背景(2018年当時)

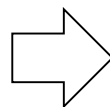
- ・2018年4月の待機児童数が過去最高の638人となった。
- ・今後、対策を行わなかった場合、2021年4月の待機児童数が1,564人となるおそれ。

→**緊急対策が必要!**

(2) アクションプランの目標と実績(2018年～2020年)

目標

- ① 1,440人分の受入枠の拡充
- ② 2021年4月の待機児童数358人まで減少



実績

- ① 2,483人分の受入枠の拡充
- ② 2021年4月の待機児童数168人まで減少

○民間事業者が設置する子どもルームとの連携強化

- ・公設子どもルームの入所案内に民設子どもルームの案内を掲載
- ・パンフレットの配布支援(待機児童家庭への個別送付・区役所・学校)

→**利用促進に向けた取組強化**

○公設子どもルームの運営上の環境改善

- ・児童の安全対策のため、校外ルームの校内移転を検討
- ・モニタリング調査・指導員研修・利用者アンケートなどによる質の確保
- ・就労家庭の利便性の向上を図るため、土曜開所時間の検討

(5)アフタースクールの拡充

○アフタースクールでは、子どもルームと放課後子ども教室を一体的に運営し、放課後の小学校内において、安全・安心な居場所と学びのきっかけを提供している。

年度	経緯	箇所数
平成29年度	モデル事業スタート	1校(稲浜小)
平成30年度	モデル事業継続	1校(//)
令和元年度	モデル事業を各区1校に拡充	6校
令和2年度	本格実施に移行し6校拡充	12校
令和3年度	6校拡充	18校
令和4年度	6校拡充	24校

【居場所】

保護者の就労状況にかかわらず、希望する全ての児童が共に過ごすことができる。

【学びのきっかけ】

放課後子ども教室に相当する「体験プログラム」に加え、低廉な価格で習い事等に相当する「継続プログラム」を利用することができる。

○今後も更なる拡充を図っていくため、学校施設のより一層の有効活用などにより、生活・活動に必要なスペースを確保する必要がある。

※子どもルームと並行して、土曜の開所時間について検討。

2 保育の質の向上

保育の質を向上させるための取組み

(1) 良好な保育環境の確保

認可保育所等の認可基準について、国を上回る基準を設定

ア 乳児室の面積(国:1.65㎡/人・市:3.3㎡/人)

イ 1・2歳児担当保育士(国:6人に1人・市:5人に1人)



(2) 保育の質の確保

認可後も、質確保のためにきめ細かな取組みを実施

ア 専任の保育士が定期的に巡回指導

イ 保育士養成三短大と連携し、保育の質向上につながる研修を実施



(3) 保育の安全確保

保育中の事故防止と園外活動の安全対策

ア 園内の安全点検、ヒヤリハット事例の共有、職員研修、避難訓練等の実施

イ 車両運転者への注意喚起を目的とする道路区域（キッズゾーン）を設定 ※1
児童を見守る保育支援者（キッズガード）の配置 ※2 〈※1・2 今後実施予定〉

3 幼児教育の推進（幼児教育と小学校教育の接続の強化）

市内のすべての幼稚園・保育所・認定こども園の子どもたちが、小学校との円滑な接続を意識した質の高い幼児教育を受けられることを目指し、以下の取組みを実施。

(1) アプローチカリキュラムの作成・普及

＜アプローチカリキュラムとは…＞

就学前の子どもたちがスムーズに小学校の生活や学習に適応し、幼児期の学びを小学校の生活や学習に生かせるよう工夫された、5歳児後半のカリキュラム

- ・ カリキュラム作成の手引きを作成し、全園に配付
- ・ カリキュラムの実践をまとめた事例集の作成、発刊や研修の実施
- ・ コーディネーター（千葉大学教育学部）による、園や教職員への直接支援

(2) 幼稚園、保育園等と小学校との連携・交流活動の普及・定着化

- ・ 幼稚園・保育所等と小学校の子どもを中心とした交流活動の定着化・活性化
- ・ 幼稚園・保育所等と小学校の教職員同士の意見交換、授業・保育参観等、「学び合いの場」の充実

(3) 家庭と保護者に対する啓発・支援

幼児教育における家庭と保護者の役割、小学校入学に向けた家庭生活での留意点等に関するパンフレットの配布や講演会の開催

4 児童虐待防止

■児童相談所の体制強化

1 専門職員の増員

- ◆児童福祉司、児童心理司などの専門的なスタッフの増員

児童福祉司数 H29:24名⇒ R3:48名

児童心理司数 H29:12名⇒ R3:19人

2 児童相談所の2所化

- ◆令和4年度より「2つの児童相談所」体制へ（現施設内）

- ◆管轄は3区ずつに分割、より迅速・的確な支援体制へ

3 一時保護体制の強化

- ◆一時保護所の居室を増設、定員増（R2:37名⇒42名）

- ◆一時保護委託先の増（里親・施設など、より子どもに合った保護体制の確保）

■地域での見守り・支援の強化

～子ども家庭総合支援拠点の設置～ （令和4年度から3か年で全区に設置）

- ◆児童虐待の防止や在宅支援の強化が目的

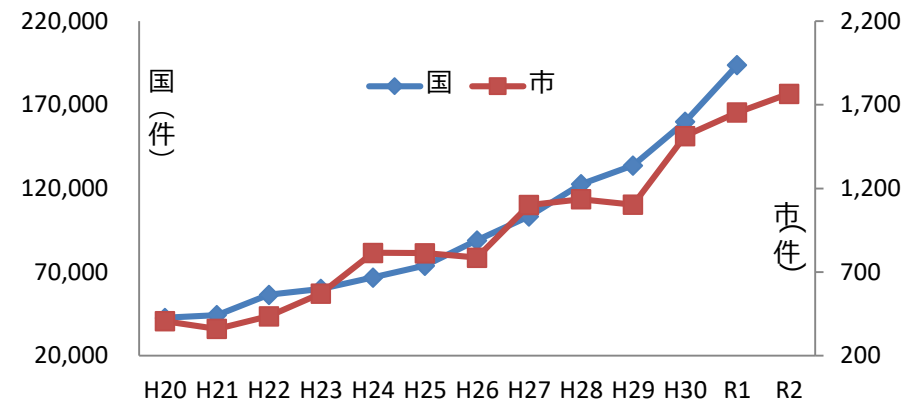
- ◆子どもとその家庭及び妊産婦等が対象

- ◆地域の保育所・学校や医療機関などと福祉サービスを結び付けていく中心機能としての役割



《児童虐待の状況》

児童相談所における児童虐待相談対応件数
市 R2:1,766件（前年度比112件増、7%増）



【設置の効果】

●虐待リスクに応じた支援体制の構築

- 児童相談所は緊急対応が必要な案件に特化
- 地域に身近な区の支援拠点は、一時保護を必要としない場合など、在宅支援が可能な家庭に対応

●要保護児童対策地域協議会の機能強化

- 要保護児童の支援方針を決定する会議回数を大幅に増加し、保育所・学校や医療機関などとの連携を強化

5 里親制度の推進

社会的養護を要する児童の家庭養育のため、里親制度を推進する

・NPOとの協働による里親制度の推進

(社会的養育の必要な児童が家庭的な環境において健全に育まれる社会の実現)

里親候補者のリクルートから子どもの養育の支援など、包括的な支援を事業者に委託して実施

・里親委託等推進委員会の立ち上げ

里親、里親支援専門相談員等による制度周知・啓発

・新生児委託の推進

予期せぬ妊娠を把握し、新生児委託につなげる仕組みづくり

里親等委託率の推移

区分	2016	2017	2018	2019	2020
里親登録者数	67組	75組	86組	86組	92組
要保護児童数合計 a(b+c+d)	167人	167人	176人	163人	168人
里親委託児童数 b	28人	39人	38人	42人	39人
ファミリーホーム児童数 c	11人	10人	15人	14人	23人
児童養護施設・乳児院 d	128人	118人	123人	107人	106人
里親等委託率 (b+c)/a	23.4%	29.3%	30.1%	34.4%	36.9%

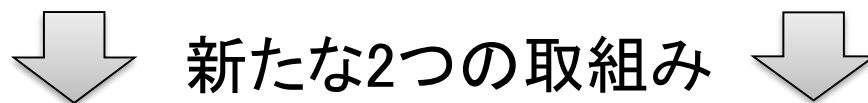
※各年度末数値

6 子どもの貧困対策

〇こども未来応援プラン(子どもの貧困対策推進計画)の策定(2017.3)

本市の貧困世帯の児童は13人に1人。子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのない社会の実現に向け、子どもの貧困対策を推進するために策定

- ・市の子どもの貧困対策に関する事業を体系的に整理
- ・貧困世帯の児童の進学率や勉強時間を全児童平均に近づけることが目標



① 子どもナビゲーターの配置

(2018.1～稲毛区、2019.7～中央区、2020.4～若葉区、2021.11～花見川区)

- ・生活習慣に課題のある児童と、課題のない児童との間に学力の格差
⇒基本的な生活習慣の改善を働きかけるとともに、必要に応じて教育センター、児童家庭支援センター、学習支援事業など適切な支援機関につなげる

② ひとり親家庭への学習塾費や習い事費用などの助成(2019.8～)

- ・経済的理由で学習塾などに通えない子どもたちのために、民間の学習塾や習い事などに使えるクーポンを交付
- ・ひとり親家庭かつ生活保護世帯又は児童扶養手当全部支給世帯の小学5・6年生が対象

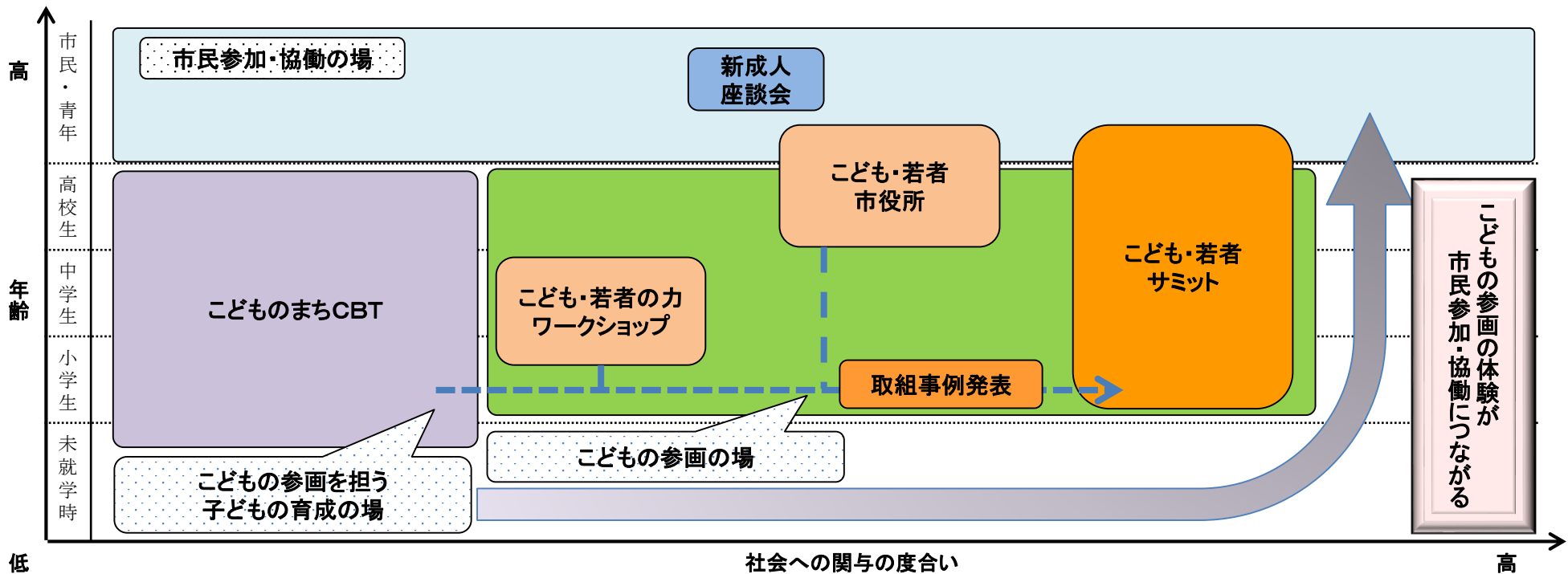
7 こどもの参画推進

○こどもの参画とは

子どもたちが市民としての自覚や責任を持ち、自分たちの「まち」の課題を見つけ出し、それを解決するためにまちづくりに参画していくこと。

○子どもの発達段階に応じたモデル事業の実施

幼少期から青年に至るまでの子どもの発達段階に応じ、社会への関与の度合いの異なるプログラムを用意し、参加体験を通じて、市民参加・協働を担う自立した市民への成長を促す。



○モデル事業の取組内容

【こどものまちCBT】



小学生～高校生が企画・運営する“まち”での仕事や遊びを通じて疑似社会を体験

【こども・若者のカワークシヨップ】



子どもを取り巻く課題を専門家とともに考え、意見を提言にまとめ市政やまちづくりに反映

【こども・若者市役所】



こども・若者の意見が市政に反映され、こども・若者が主体的に活動する仕組みとして組織

【こども・若者サミット】



こどもの参画の取組みを発信
参加団体のこども・若者により取組事例を発表

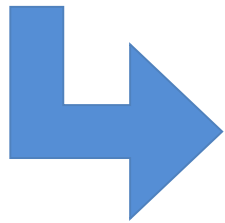
Ⅱ 教育

1 児童生徒の支援の充実①

○スクールカウンセラー活用

【現状】

- ・令和2年度から、全市立学校にスクールカウンセラーを配置している
- ・小学校と特別支援学校の相談件数が増加している
→主な相談内容:「不登校」「性格・身体」「対人関係」「家庭の問題」など



いじめや不登校等に対応するカウンセラーの配置時間の増加
(小学校:年間35週→**37週**)
(特別支援学校:年間35週→**40週**)

○スクールソーシャルワーカー活用

福祉機関や保健・医療機関等と連携し、学校や家庭を支援する

1 児童生徒の支援の充実②

○スクールメディカルサポーターの派遣

【目的】

千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒に対して、**医療的ケアを行う看護師(4人)**を派遣します。

【派遣について】

医療的ケアの内容に応じて、スクールメディカルサポーターと訪問看護ステーションを併用しながらスクールメディカルサポート事業を進めています。

1 児童生徒の支援の充実③

○フリースクールとの連携

- ・不登校児童生徒の支援のため、フリースクールを連携し、学習支援の内容を拡充する
- ・不登校児童生徒の学習支援等に必要な経費の一部を補助する。

○今後の不登校児童生徒対策

- ① 教育支援センター「ライトポート」の機能拡充
- ② スクールカウンセラーの機能強化
- ③ 教育センターの相談機能の拡充
- ④ 児童支援員やギガタブ(一人1台端末)を使った登校支援
- ⑤ 教職員への啓発と研修の充実
- ⑥ フリースクール等との連携強化

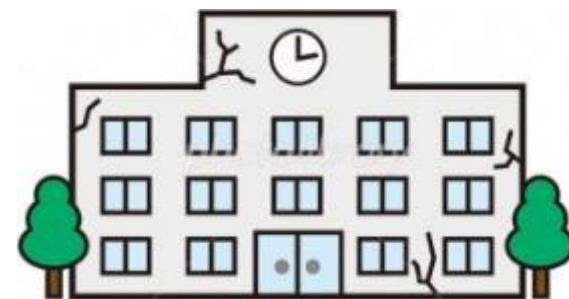
2 小中学校の施設整備の状況

(1) トイレの環境整備

- ・子どもたちの利便性の向上を図るため、令和6年度末の完了を目指し、トイレの洋式化や床のドライ化などの改修を進める。

(2) 老朽化対策

- ・本市の学校施設の約80%が築30年以上経過し、老朽化が進行。
- ・平成28年度から、計画的な保全を本格的に開始
(大規模改造、外壁、屋上防水、各種改修等)



(3) エアコン設置

小中学校の普通教室は令和2年5月に設置完了。
特別教室は令和3年11月に設置完了。



Ⅲ 母子保健

(1) こどもを産み育てるためのサービス

母子健康包括支援センター(子育て世代包括支援センター)

※ 各区の保健福祉センター健康課内に開設

サービス内容

妊娠・出産・子育てに関する相談に対応。
妊娠届出時に、面接・相談を行い、応援プランを作成。
妊娠後期に面接を実施。産後ケア事業の登録申請を受付。

相談員

母子健康包括支援相談員(保健師又は助産師)
相談員数 13人 (令和3年度現在)

利用できる方

妊産婦並びに乳幼児及びその保護者の方。



ねらい

妊娠・出産に対する不安の軽減

産後うつ予防(産後ケア事業の紹介など)

母子健康包括支援センター (子育て世代包括支援センター)

・全ての妊産婦の状況を継続的に把握し、必要な支援を切れ目なく提供。



1人で育児
するのは
大変

妊娠したけど
お金が無い

子どもが
ずっと
泣いてる



(2)産後ケア事業

育児不安の軽減、産後うつ予防、安心して子育てできる支援体制の確保など、家庭訪問や、医療機関・助産所へのデイケアや宿泊を通じて、助産師による心身のケアや育児指導などを行います。

【対象】 育児などに不安があり、サポートが必要な産後4か月までの母子
(37週未満で出生された場合、出産予定日から起算して4か月まで)

【内容】 授乳方法の指導、乳房ケア・お母さんの休息、
産婦の健康管理・沐浴、抱き方等の育児方法の実技指導など

【種類】 宿泊型・訪問型 ※日帰り型は令和4年度実施予定

【利用料金】 サービス利用金額の2割(減免あり)

【課題】 対象年齢の拡充 (1歳まで)



(3) 不妊対策事業

○不妊専門相談センター

医師、助産師、保健師が、不妊・不育症の医学的な相談やこころの悩みについて、面接や電話にて個別相談に応じます。

【開催】 面接相談 年15回（夜間相談をR2.4から開始）
電話相談 月4回

日常生活で自分たちでできる
ことって、あるのかしら？

どんな検査や治療が
あるんだろう？

このまま治療を
つづけてて
大丈夫かな？

○特定不妊治療費助成

高額な特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を受ける夫婦に対して、一部費用を助成します。

【制度内容】 特定不妊治療費助成（採卵を伴う治療 最大30万円）

【対象者】 所得制限無し、事実婚、申請回数1子につき最大6回 など

※千葉県単独助成

R2.4より 助成額を拡大（採卵を伴う治療で、2回目以降いずれか1回10～15万円の上乗せ）

R3.1より 所得制限の撤廃

【今後の方針】 令和4年度より、保険診療へ移行予定

IV 受動喫煙対策

たばこの先から出る副流煙には、喫煙者が吸う主流煙より多く有害物質が含まれており、受動喫煙を受けると脳卒中、肺がんなどの病気のリスクが確実に高まることが科学的に明らかになっています。受動喫煙による年間の死亡者数は、推計約1万5千人で、交通事故による死亡者数(約3千人)を大きく上回っています。



受動喫煙を受けやすい場所は？

多くの方が飲食店で受動喫煙を受けていました。屋内かつ長時間滞在する飲食店での対策が重要です。特にたばこの煙にさらされる飲食店従業員を保護する必要があります。

過去1か月間に市民が受動喫煙を受けた場所

飲食店	職場	遊技場	行政機関	医療機関	学校
37.1%	19.6%	9.3%	2.8%	2.2%	1.7%

(2016年度千葉市の健康づくりに関するアンケート調査 受動喫煙という言葉を知っている 726人)

受動喫煙を受ける人は、受けない人と比べて病気になるリスクは何倍くらい？

脳卒中

1.3倍

肺がん

1.3倍

虚血性心疾患

1.2倍

乳幼児突然死候群(SIDS)

4.7倍

出典「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」国立がん研究センターがん情報サービス

(1) 屋内を禁煙とすることが重要

【分煙】

分煙しても禁煙席に漏れる
従業員は滞在時間が長く、
特に被害を受ける



【屋内禁煙】

吸う人も吸わない人も全ての人
を守る方法として最も効果的



(2) 千葉市受動喫煙の防止に関する条例①

○健康増進法による規制だけでは不十分

- ・市民が最も受動喫煙を受けやすいのは飲食店
- ・自らの意思で受動喫煙を避けることが困難な未成年者や飲食店の従業員を保護



健康増進法による規制に本市独自の規制を加える

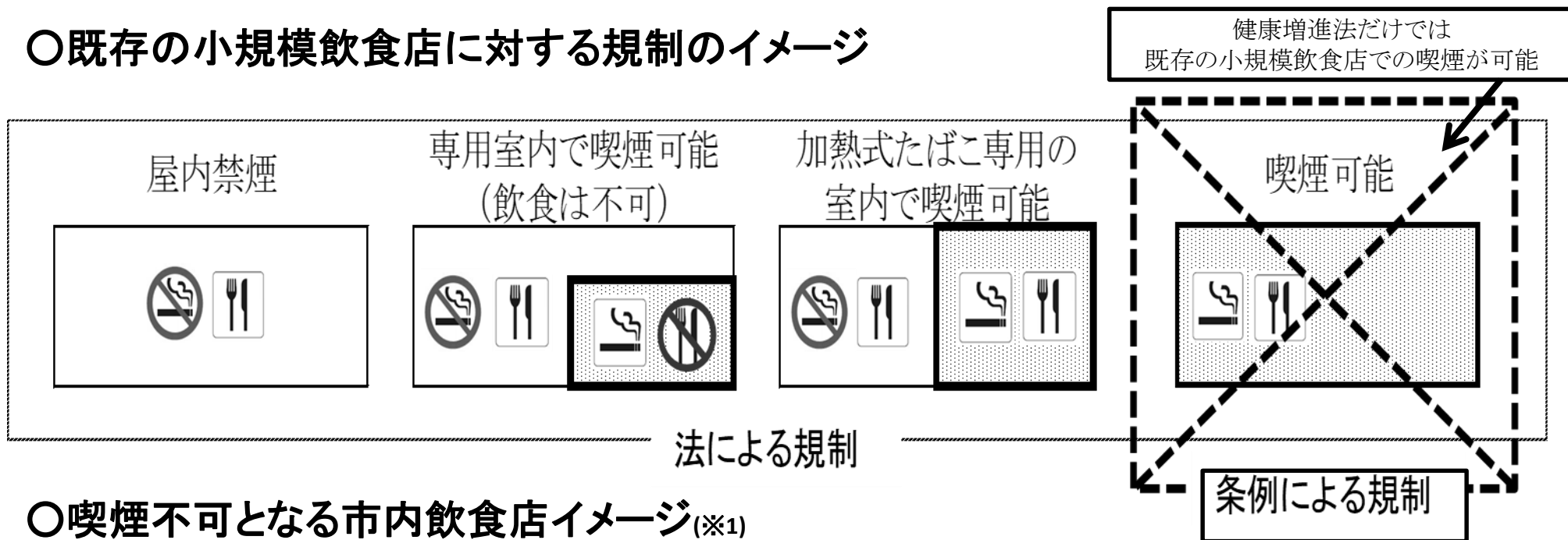
より実効性のある受動喫煙対策

○千葉市独自の規制は3つ

- ① 行政機関の庁舎は敷地内禁煙【努力義務】
- ② 既存の小規模飲食店であっても、従業員がいる場合は喫煙不可【罰則あり】
(キャバレーやナイトクラブは当面の間、努力義務)
- ③ 保護者は受動喫煙から未成年者を保護【努力義務】

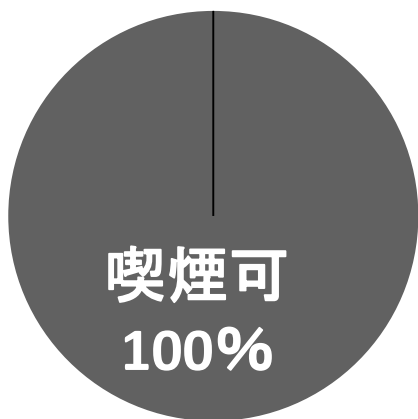
(3) 千葉市受動喫煙の防止に関する条例②

○既存の小規模飲食店に対する規制のイメージ



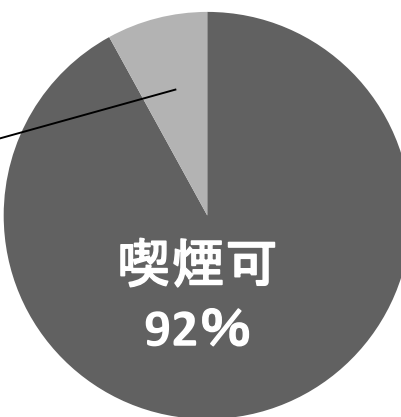
○喫煙不可となる市内飲食店イメージ(※1)

施行前の健康増進法
(～2020年3月31日)

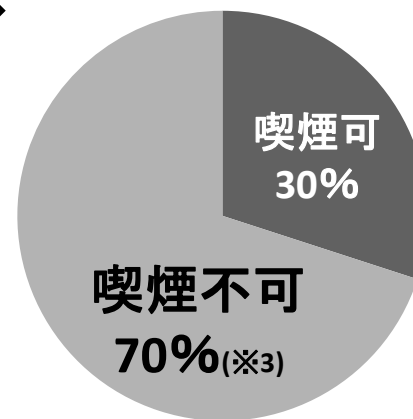


施行後の健康増進法
(2020年4月1日～)

喫煙不可
8%(※2)



市条例をプラス
(2020年4月1日～)



※1 2017年度 飲食店の受動喫煙調査から推計

※2 客席面積100㎡超の店舗の割合

※3 客席面積100㎡超店舗と100㎡以下で従業員がいる店舗の割合(風俗営業法に該当する施設を除くと約66%)

(4) 主な受動喫煙対策の取組み

○施設・事業所巡回

受動喫煙対策推進員6名を雇用し、市内の施設・事業所を巡回訪問することにより、制度の周知・啓発及び相談・指導を実施

○受動喫煙SOS情報受付窓口システムの運用

LINE等を利用して、広く市民から法令違反施設の情報収集を行い、適切な是正指導を実施

○子どもを守る禁煙外来治療費助成

妊婦や子どもへの受動喫煙による健康被害を防止するため、禁煙治療費の一部を助成
(上限:1万円 補助率:1/2)

＜対象＞妊婦と同居または15歳以下の子どもと同居する方

○尿中コチニン値測定

児童の尿中コチニン値の測定により受動喫煙状況を可視化し、家庭に知らせることで受動喫煙を受ける機会を減少させる。

＜対象＞花見川区及び若葉区の小学4年生(2021年度モデル実施)

お知らせサービスのご案内

子育てに関わる健康診査や子育て支援関連手続を通知し、受給漏れなどを防止

あなたが使える制度 お知らせサービス ~For You~

皆さんが利用できる行政サービスをLINEでお知らせ!!

「あなたが使える制度お知らせサービス」(略称:ForYou)は、各種手当の受給や健康診査などの利用について、市民の皆様が自ら検索や問い合わせを行う負担を軽減するため、市が保有する住民情報を活用し、各制度の受給対象となる可能性のある方に対し、LINEのメッセージにより個別にお知らせすることで、受給漏れなどの防止を図るサービスです。

For You (Friendly Online Reminder service of Your Own Useful information)
あなたに有益な情報をお届けする、寄り添ったオンラインのリマインドサービス

あなたが利用できる可能性のある手当や忘れがちな健康診査等の制度をLINEによりお知らせします。

必要な人に
必要な支援を!

検索の時間を
ゼロに!



◆申込方法

千葉市公式LINEアカウントのメニューのうち、「お知らせサービス」のアイコンをタップし、サービス利用に必要な「登録番号」を申請してください。詳細は裏面をお読みください。
(友だち追加されていない方は、友だち追加からお願いします。)



お問い合わせ 総務局情報経営部業務改革推進課 情報化推進班
TEL.043-245-5112 e-mail:gyomukaikaku.GEI@city.chiba.lg.jp

詳しくはHPをご確認ください。 [千葉市](#) [あなたが使える制度お知らせサービス](#) [検索](#)



申込手順

お申込みする場合には、必ず利用規約をお読みください。

1 千葉市公式LINEアカウントを友だち追加
千葉市公式LINEアカウントを友だち追加します。
(既に友だち追加されている方は不要です。)

2 登録番号申請

- ①千葉市公式LINEアカウントに表示されるメニューのうち、「お知らせサービス」のアイコンをタップします。
- ②表示される画面から「登録番号申請」をタップします。
- ③必要事項を入力し、登録番号を申請します。

3 千葉市から登録番号をご自宅へ郵送
申請者の住所へ登録番号を郵送します。

4 登録番号を千葉市公式LINEアカウントから登録
郵送された登録番号を千葉市公式LINEアカウントから登録します。
併せて、お知らせを受け取りたい制度等も登録します。

通知する対象制度

健康診査や子育て支援関連手続を中心に23制度が対象です。
【対象制度一覧(令和3年1月時点)】

制度名	制度名
1 乳児一般健康診査	13 産後ケア事業
2 特定健康診査	14 心身障害児福祉手当
3 健康診査	15 特別児童扶養手当
4 肺がん・大腸がん検診	16 児童扶養手当*
5 前立腺がん検診	17 ひとり親家庭等医療費助成*
6 骨粗しょう症検診	18 JR定期乗車券の割引制度
7 歯周病検診	19 家庭生活支援員の派遣*
8 胃がんリスク検査(ピロリ菌検査)	20 母子・父子・寡婦福祉資金*
9 水痘(水ぼうそう)予防接種	21 水道料金の減免*
10 麻しん・風しん予防接種	22 下水道使用料の減免*
11 二種混合(ジフテリア・破傷風)予防接種	23 子育て世帯を支援するための市営住宅期間付き入居*
12 高齢者肺炎球菌予防接種	

*お知らせを希望する方は、「住民税の所得情報等」の利用について、本人同意が必要となります。